

会 議 記 録

会議名 民生常任委員会

開催日 令和6年6月11日(火) 開会 午前10時00分

閉会 午後 零時01分

出席者 委 員 委員長 森 戸 雅 孝
川 田 俊 介 浅 野 貴 之 古 沢 ちい子
内 海 まさかず 広 瀬 義 明 白 石 幹 男
議 長 梅 澤 米 満
傍 聴 者 小 太 刀 孝 之 市 村 隆 雨 宮 茂 樹
小 平 啓 佑 大 浦 兼 政 針 谷 育 造
大 谷 好 一 坂 東 一 敏 小 久 保 かおる
青 木 一 男 松 本 喜 一 針 谷 正 夫
氏 家 晃 福 富 善 明 福 田 裕 司
中 島 克 訓 大 阿 久 岩 人 小 堀 良 江
関 口 孫 一 郎

事務局職員 事務局長 森 下 義 浩 議事課長 野 中 繭 実 子
主 査 村 上 憲 之 主 事 齊 藤 千 明

委員会条例第21条の規定に基づき出席を要求した者の職氏名

生活環境部長	茅原節子
保健福祉部長	首長正博
子ども未来部長	小川稔
市民生活課長	阿部有子
保険年金課長	臼井司
クリーン推進課長	成瀬友久
福祉総務課長	田中典行
健康増進課長	毛塚裕子
子育て総務課長	大塚清孝
こども家庭センター所長	神長利之
保育課長	江面健太郎

令和6年第2回栃木市議会定例会

民生常任委員会議事日程

令和6年6月11日 午前10時開議 全員協議会室

日程第1 議案第57号 市長の専決処分事項の承認について（栃木市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定）

日程第2 議案第58号 令和6年度栃木市一般会計補正予算（第2号）（所管関係部分）

日程第3 議案第59号 令和6年度栃木市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

日程第4 請願第1号 国に対して「健康保険証の存続を求める意見書」の提出を求める請願

◎開会及び開議の宣告

○委員長（森戸雅孝君） ただいまの出席委員は7名で、定足数に達しております。

ただいまから民生常任委員会を開会いたします。

（午前10時00分）

◎諸報告

○委員長（森戸雅孝君） 当委員会に付託された案件は、各常任委員会議案等付託区分表のとおりであります。

◎議事日程の報告

○委員長（森戸雅孝君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎議案第57号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（森戸雅孝君） ただいまから議事に入ります。

日程第1、議案第57号 市長の専決処分事項の承認について（栃木市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定）を議題といたします。

当局から説明を求めます。

臼井保険年金課長。

○保険年金課長（臼井 司君） おはようございます。今日一日よろしくお願ひいたします。

それでは、ただいまご上程いただきました議案第57号 市長の専決処分事項の承認について（栃木市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定）につきましてご説明申し上げます。議案書は49ページから52ページであります。また、議案説明書は48ページから51ページまでであります。

初めに、議案説明書によりご説明させていただきますので、議案説明書の48ページを御覧ください。提案理由であります。地方税法施行令の一部改正に伴い、栃木市国民健康保険税条例の一部改正につきまして、地方自治法第179条第1項の規定により、専決処分をもって一部改正を行わせていただきましたので、同条第3項の規定により議会に報告の上、承認を求めるものであります。

次に、改正の概要であります。国民健康保険税の減額に係る軽減判定所得の基準額を改めることとするものであります。

参照条文につきましては、説明を省略させていただきます。

続きまして、改正の内容につきましては新旧対照表により説明させていただきますので、恐れ入りますが50ページ、51ページをお開きください。見開きの左側が現行、右側が改正案となります。また、改正箇所は太文字でアンダーラインの引かれた箇所であります。

第23条は、低所得者の軽減額について定める規定であります。第2号では5割軽減判定所得の基準額につきまして「29万円」から「29万5,000円」に、第3号では2割軽減の基準につきまして「53万5,000円」から「54万5,000円」に改めるものであります。

続きまして、議案書によりご説明させていただきますので、恐れ入りますが、議案書の49ページをお開きください。議案書49ページにつきましては、議案第57号の上程文でございます。次の50ページが専決処分書でありまして、次の51ページが条例の公布文、52ページが条例の改正文となります。

改正の内容につきましては、議案説明書により説明させていただきましたので、省略させていただきます。

52ページ中段の附則であります。第1項施行期日でありまして、この条例は、令和6年4月1日から施行するというものであります。

第2項、適用区分でありまして、改正後の栃木市国民健康保険税条例の規定は、令和6年度以降の年度分の国民健康保険税について適用し、令和5年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例によるというものであります。

以上で説明を終わらせていただきます。ご審議の上、ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○委員長（森戸雅孝君） ありがとうございます。

以上で当局の説明は終わりました。

ただいまから質疑に入ります。

質疑はありますか。

白石委員。

○委員（白石幹男君） どうも久しぶりの質疑なので緊張しておりますけれども、まずこの法定減免の5割、2割の所得の金額を上げたという、これはどういう理由があるのでしょうか。

○委員長（森戸雅孝君） 臼井保険年金課長。

○保険年金課長（臼井 司君） こちら低所得者に対する軽減判定所得につきましては、例年、消費者物価などに経済動向を踏まえて地方税法施行令が見直されることによるものであります。今回、税制大綱に示されまして、3月末の改正ということで専決処分ということでさせていただきました。

○委員長（森戸雅孝君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） 分かりました。物価が上がっているということだと思いますけれども、この5割及び2割ですけれども、5割については1人5,000円を加算すると、2割については1人1万円加算するというので、対象はどのくらい増える見込みなのでしょうか。

○委員長（森戸雅孝君） 臼井保険年金課長。

○保険年金課長（臼井 司君） こちらの改正によりまして、まず世帯数であります。5割軽減に

つきましては67世帯増加いたしました。2割軽減につきましては22世帯増加しております。被保険者数でいいますと、5割軽減につきましては113名、2割軽減については40名増加したということになります。

○委員長（森戸雅孝君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） 最後ですけれども、増えたということで、結局は保険税が下がる世帯が増えたということで、財政的にはどういう影響が出るのでしょうか。

○委員長（森戸雅孝君） 臼井保険年金課長。

○保険年金課長（臼井 司君） 保険税収入につきまして、こちらの軽減対象者が増えたことによりまして約9,800万円の収入減になるというふうに見込んでおります。こちらにつきましては国の保険基盤安定繰入金等によりまして、年度末には公費ということで補填がされるというふうには見込んでおります。

○委員長（森戸雅孝君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） 国からの補填が入るということで、栃木市の国保の特別会計の収入的には、そうした減額はないということで理解してよろしいのでしょうか。

○委員長（森戸雅孝君） 臼井保険年金課長。

○保険年金課長（臼井 司君） はい、そのとおりであります。

○委員長（森戸雅孝君） よろしいですか。

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（森戸雅孝君） ないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長（森戸雅孝君） 討論省略の声がありますが、討論を省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（森戸雅孝君） ご異議なしと認め、討論を省略することに決定いたしました。

ただいまから議案第57号を採決いたします。

本案は原案を承認するべきものとするにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（森戸雅孝君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第57号は原案のとおり承認すべきものと決定いたしました。

議事の終了した執行部の方々は退席して結構でございます。大変お疲れさまでした。

〔執行部退席〕

◎議案第58号（所管関係部分）の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（森戸雅孝君） 次に、日程第2、議案第58号 令和6年度栃木市一般会計補正予算（第2号）の所管関係部分を議題といたします。

当局から説明を求めます。

なお、説明欄に記載の金額については、読み上げを省略していただいて結構です。

大塚子育て総務課長。

○子育て総務課長（大塚清孝君） ただいまご上程いただきました議案第58号 令和6年度栃木市一般会計補正予算（第2号）のうち所管関係部分につきましてご説明いたします。

まず、歳出からご説明いたしますので、補正予算書の30、31ページをお開きください。2款3項1目戸籍住民基本台帳費は、補正額153万円の増額であります。説明欄の会計年度任用職員人件費につきましては、市の窓口まで足を運べない方を対象に、マイナンバーカードの個別出張業務委託を実施するため、会計年度任用職員の人件費を増額したいというものであります。

次に、32、33ページをお開きください。3款1項1目社会福祉総務費は、補正額31万8,000円の増額であります。説明欄のあいあいプラザ管理運営費につきましては、令和6年3月に実施された消防設備点検にて不良箇所が生じたことにより、早急な改善が必要となったため、維持補修費を増額したいというものであります。

次に、34、35ページをお開きください。3款2項1目児童福祉総務費は、補正額3,637万円の増額であります。説明欄の会計年度任用職員人件費（子育て総務課）につきましては、10月1日の児童手当の制度改正に対応するため、会計年度任用職員の人件費を増額したいというものであります。

次の子どものための教育・保育給付費につきましては、第2子保育料免除の実施に伴い、民間こども園等へ支払う給付費が増額となったため、増額したいというものであります。

次に、2目児童措置費は、補正額512万3,000円の増額であります。説明欄の児童手当支給事業費につきましては、10月1日の児童手当の制度改正に対応するため、制度改正の案内通知に係る郵便料やシステム導入・改修業務委託料等を増額したいというものであります。

次に、36、37ページをお開きください。4款1項1目保健衛生総務費は、補正額350万円の増額であります。説明欄の母子保健事業費につきましては、1か月児の疾病の早期発見、早期治療、健康増進を図り、子育て家庭を支援することを目的に行う1か月児健康診査を実施するため、増額したいというものであります。

次に、2目予防費は、補正額3億5,500万3,000円の増額であります。説明欄の予防接種事業費につきましては、今年度より予防接種法に基づく定期接種として新型コロナワクチン接種を実施するに当たり、接種委託料及び扶助費等の支払いが生じるため、増額したいというものであります。

また、節欄の21節補償補填及び賠償金につきましては、新型コロナワクチン接種後の副反応による救済の対象者が新たに認定され、医療費等の給付が確定したこと及び予防接種法施行令の改正に

に伴い、予防接種事故障害年金等の額が増額となったことから、増額したいというものであります。

次に、38、39ページをお開きください。4款2項2目塵芥処理費は、補正額46万5,000円の増額であります。説明欄のとちぎクリーンプラザ管理運営委託事業費につきましては、発電側課金制度の導入により、発電者が送配電設備使用の一部を負担することとなったため、増額したいというものであります。

次に、3目し尿処理費は、補正額806万円の増額であります。説明欄の公衆トイレ管理費につきましては、栃木駅高架下公衆用トイレの経年劣化に起因する故障が相次いで発生し、それらを補修する必要が生じたため、増額したいというものであります。

次の衛生センター管理運営委託事業費につきましては、物価変動率が委託料の見直し基準である3%を超えたことから、契約書に基づいて物価変動率に応じた委託料を増額したいというものであります。

歳出の所管関係部分の説明は以上となります。

○委員長（森戸雅孝君） 田中福祉総務課長。

○福祉総務課長（田中典行君） おはようございます。福祉総務課長の田中でございます。どうぞよろしくお願いたします。

続きまして、歳入の所管関係部分につきましてご説明申し上げます。予算書の20ページ、21ページをお開きください。13款1項1目2節児童福祉費負担金につきましては、3,498万9,000円の減額であります。説明欄、保育所児童保育費負担金、次の民間保育所等児童保育費負担金につきましては、第2子保育料免除事業の実施により利用者負担金を減額するものであります。

次に、15款1項2目1節保健衛生費負担金につきましては、8万3,000円の増額であります。説明欄、新型コロナ予防接種健康被害給付費負担金につきましては、新型コロナワクチン接種後の副反応による救済として新たに認定された医療費及び医療手当を給付するため、国庫負担金を増額したいというものであります。

次に、15款2項1目2節戸籍住民基本台帳費補助金につきましては、880万9,000円の増額であります。説明欄、個人番号カード交付事務費補助金につきましては、マイナンバーカードの個別出張業務委託に対する国庫補助金を増額したいというものであります。

次に、2目2節児童福祉費補助金につきましては、802万円の増額であります。説明欄、子ども・子育て支援事業費補助金につきましては、10月1日の児童手当制度改正に対応するため、国庫補助金を増額したいというものであります。

次に、3目1節保健衛生費補助金につきましては、140万円の増額であります。説明欄、母子保健衛生費補助金につきましては、1か月児健康診査の実施に伴い、国庫補助金を増額したいというものであります。

次に、22、23ページをお開きください。16款2項2目2節児童福祉費補助金につきましては、

3,061万1,000円の増額であります。説明欄、第2子保育料免除事業費補助金につきましては、第2子保育料免除事業の実施に対する県補助金を増額したいというものであります。

次に、3目1節保健衛生費補助金につきましては、7万4,000円の増額であります。説明欄、予防接種事故処理費補助金につきましては、本年4月の予防接種法施行令の改正により、予防接種事故障害年金等の額が増額となるため、県補助金を増額したいというものであります。

19款2項20目1節子ども未来基金繰入金につきましては、1,032万5,000円の増額であります。説明欄、子ども未来基金繰入金につきましては、子どものための教育・保育給付費や母子保健事業費等の財源に充てるため、増額したいというものであります。

次に、23目1節新型コロナウイルス感染症対策基金繰入金につきましては、4,282万2,000円の増額であります。説明欄、新型コロナウイルス感染症対策基金繰入金につきましては、予防接種事業の新型コロナワクチン接種の財源に充てるため、増額したいというものであります。

24、25ページをお開きください。21款4項4目2節雑入につきましては、2億5,250万円の増額であります。説明欄3行目、新型コロナワクチン接種助成金につきましては国からの助成金であり、定期接種への移行期における激変緩和措置として新たに制度化されたことから、増額したいというものでございます。

以上で歳入の所管関係部分の説明を終わらせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長（森戸雅孝君） ありがとうございます。

以上で当局の説明は終わりました。

お諮りいたします。本案については歳入歳出を一括して審査したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（森戸雅孝君） ご異議なしと認め、そのように決定いたします。

ただいまから歳入歳出を一括した質疑に入ります。

なお、質疑に際しましては一問一答の方法で、ページ数もお知らせ願います。

質疑はありませんか。

内海委員。

○委員（内海まさかず君） では、31ページ、会計年度任用職員、それ自体はここではないとは思いますが、その業務の内容について、出張するものということで、実をいうと昨日、27ページのマイナンバー普及事業というところで委託をするのだという話だったので、この関係はどのようになっているのでしょうか。

○委員長（森戸雅孝君） 阿部市民生活課長。

○市民生活課長（阿部有子君） 市民生活課長の阿部です。よろしくお願いいたします。

こちらは総合政策課のほうで出張業務、窓口に来庁が難しい方、施設入所の方や自宅で寝たきり

の方、ひきこもり等で自身で窓口に来庁してマイナンバーカードを申請したり、あとはご自宅でスマートフォンなどでマイナンバーカードを申請することが難しい方に対しまして、業者が自宅や施設に赴きまして、そのマイナンバーカードの申請のお手伝いをするという事業でございます。市民生活課のほうで要求させていただいている会計年度任用職員の人件費につきましては、事業者ができない部分がありまして、本人確認については職員が確認するという国のルールがありますので、職員が事業者と一緒に施設などに赴いて本人確認の部分を担当させていただきます。市民生活課でその職員の人件費を取らせていただいた理由は、出張申請に行かない期間は市の窓口等でマイナンバーカードの窓口等に当たっていただいて制度を熟知していただく、また訪問した際に、そういった説明を求められたときに対応ができるように会計年度任用職員を市民生活課に配属させていただいて、出張申請のときには業者と一緒に施設やご自宅に伺いますが、通常は市民生活課のほうでマイナンバー業務に当たっていただくということから、今回、会計年度任用職員の人件費につきましては、市民生活課で要求させていただきました。

以上です。

○委員長（森戸雅孝君） 内海委員。

○委員（内海まさかず君） 昨日の総務の委員会の話だと、これ聞き間違いかもしれませんが、去年もやっとなら、今年もやるのだということだったのですけれども、去年もやったのですか。

○委員長（森戸雅孝君） 阿部市民生活課長。

○市民生活課長（阿部有子君） はい、昨年度も実施をしております。令和4年、令和5年と2か年にわたって実施した実績がございます。それぞれ業者を選考いたしまして、総合政策課のほうで実施しておりますけれども、そのときの人件費は総合政策課のほうで要求しております。

○委員長（森戸雅孝君） 内海委員。

○委員（内海まさかず君） 去年と今年が変わった理由、またこれ補正なので、3月予算で出てくるならば何となく分かるのですけれども、内部で変えたということよろしいのですか。それは先ほどの理由ということなのですか。

○委員長（森戸雅孝君） 阿部市民生活課長。

○市民生活課長（阿部有子君） 会計年度任用職員の人件費をどちらで要求するかというところは、今年度変えさせていただきました。理由は、先ほどの制度を熟知して、施設やご自宅に伺ったときに、その対応に苦慮しないように、市民の方のそういった質問等にすぐお答えできるようにということで、市民生活課のほうで要求させていただきました。

今回、補正になってしまった理由としましては、この事業が令和6年度になってから国の補助の対象事業ということが決まりましたので、補正で要求させていただいております。

以上です。

○委員長（森戸雅孝君） ほかに質疑ありませんか。

内海委員。

○委員（内海まさかず君） 今度は35ページで児童福祉総務費ということで、子どものための教育・保育給付費第2子免除分ということで、3,580万円あるのですけれども、まずこの人数からお聞きしたいなと思います。

○委員長（森戸雅孝君） 江面保育課長。

○保育課長（江面健太郎君） お答え申し上げます。

過日の議員研究会の際には、557名ということで人数については申し上げたところでございますが、直近に再度計算しましたところ、4月1日現在では437人を見込んでございます。

○委員長（森戸雅孝君） 内海委員。

○委員（内海まさかず君） これはいつから始まるのでしたっけ。

○委員長（森戸雅孝君） 江面保育課長。

○保育課長（江面健太郎君） 栃木市におきましては、9月からの実施ということでございます。

○委員長（森戸雅孝君） ほかに質疑ありますか。

白石委員。

○委員（白石幹男君） この保育料は第2子が無料ということで、3歳以上は保育料はもう国の制度で無料ですよ。第2子が無料ということで、逆に保育料が発生している人数というのはどのくらいいるのですか。

○委員長（森戸雅孝君） 江面保育課長。

○保育課長（江面健太郎君） すみません、ただいま手元に資料がございませんので。

○委員長（森戸雅孝君） 小川こども未来部長。

○こども未来部長（小川 稔君） ただいま保育料が発生している人数というお話だったと思うのですけれども、基本的に幼稚園と保育園の関係の3歳以上児は無償化になっています。それと、現状第3子については基本無償化で、第2子についてはいろいろ制限がある中で2分の1ご負担いただいているということで、今回、県のほうでは、そこを10月から第2子については無償化にしていきたいと思いますということで、県と市で実施を行う制度となっているというふうな状況でございます。

○委員長（森戸雅孝君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） そうしますと、保育料が発生するのはゼロ歳から2歳、3歳未満というか、の第1子のみになるということですか。了解。

○委員長（森戸雅孝君） 内海委員。

○委員（内海まさかず君） 同じく35ページなのですけれども、その下、児童手当支給事業でシステム改修、制度が変わるためということなのですけれども、10月1日からということですが、どのように変わるのでしょうか。

○委員長（森戸雅孝君） 大塚子育て総務課長。

○子育て総務課長（大塚清孝君） お答え申し上げます。

主な制度内容の改正が4つございまして、まず1つが第3子以降の支給額が現行の1万5,000円から3万円に引き上げられること、所得制限が撤廃されること、高校生まで支給対象が拡大されること、手当の支払い回数が年3回から年6回、偶数月というふうになることが主な改正でございます。

以上です。

○委員長（森戸雅孝君） 内海委員。

○委員（内海まさかず君） 4つあるのであれなのですけども、これの対象者というか、恩恵を受ける家庭というか、どの程度あるのでしょうか。

○委員長（森戸雅孝君） 大塚子育て総務課長。

○子育て総務課長（大塚清孝君） 対象となるのが、全部で年間で2,645名と見込んでおります。

○委員長（森戸雅孝君） 内海委員。

○委員（内海まさかず君） 児童手当自体は、今のところで何名支給されているのでしょうか。

○委員長（森戸雅孝君） 大塚子育て総務課長。

○子育て総務課長（大塚清孝君） 現行の対象児童数は1万5,688名から今度1万8,333名となる予定でございます。

○委員長（森戸雅孝君） ほかに質疑はありますか。

広瀬委員。

○委員（広瀬義明君） そうですね。先ほど白石さんと内海さんがやっていたので、子どものための教育・保育のほうでちょっと。すぐ関連すればよかったのですけれども、今保育料のほうでゼロ歳から2歳までの第1子しか取っていないと。これから第2子から減免になった場合、では栃木市で徴収する保育料というのは総額幾らになるのでしょうか。何人で幾らになるか分かりますか。

○委員長（森戸雅孝君） 江面保育課長。

○保育課長（江面健太郎君） すみません。ただいま資料がございませんので、調べてお答えさせていただきます。

〔「どのくらいかかります」と呼ぶ者あり〕

○保育課長（江面健太郎君） 時間がかかるので、委員会の最中にお答えできるかちょっと分かりません。

〔「分かりました」と呼ぶ者あり〕

○委員長（森戸雅孝君） 広瀬委員。

○委員（広瀬義明君） それでは、質問を変えます。32、33ページ、3款1項1目あいあいプラザ管理運営費でございます。先ほどの説明の中では、今年の3月に消防施設の不具合が見つかったというところでございましたけれども、どのような不具合なのかをまずお聞きします。

○委員長（森戸雅孝君） 田中福祉総務課長。

○福祉総務課長（田中典行君） お答えいたします。

3月の消防の施設点検におきまして、業者のほうから指摘を受けた事項としますと、自動火災報知器の設備、それと避難口の誘導灯に不具合が生じているということで業務点検の報告をいただき、その改修という形でございます。

○委員長（森戸雅孝君） 広瀬委員。

○委員（広瀬義明君） 業者が点検するまでは、それが見つからなかったということで、幾らあいあいプラザがこの先売却予定になっているとはいえ、ちょっと寂しい話だなと。あそこは、いまだに放課後児童なんかが使われている施設だというふうに認識していますけれども、それまで例えばあいあいプラザ等で避難訓練等を行わなかったのか、業者の点検に任せっきりだったのか、再度お伺いします。

○委員長（森戸雅孝君） 田中福祉総務課長。

○福祉総務課長（田中典行君） まず、今、委員のほうからありました避難訓練につきましては、年1回、私も職員と、あと館の利用者と併せまして避難訓練のほうは1回実施をさせていただいております。業者のほうの消防の点検というのは、年に2回、避難訓練とはまた別に実施をさせていただいており、機械の点検になりますので、ちょっと分けて考えていただければと思います。

以上です。

○委員長（森戸雅孝君） 広瀬委員。

○委員（広瀬義明君） 機械の点検ということで分けて考えてくれということでしたが、では避難訓練をやっているということでしたが、避難訓練のときには火災報知器等は使用しないという避難訓練ということでしょうか。

○委員長（森戸雅孝君） 田中福祉総務課長。

○福祉総務課長（田中典行君） こちらの避難訓練につきましては、消防本部のほうに通報訓練と、あと利用者の避難訓練という形になっておりますので、直接機械のほうを使用しての避難訓練という形ではございません。

以上です。

○委員長（森戸雅孝君） 広瀬委員。

○委員（広瀬義明君） 本来でしたら、臨場感を出すためにも、真剣みを増すためにも、きちんとした機械を使った避難訓練を行っていただきたいと思うところですが、何かと誤作動とかそういったものの心配もあってやらないのだろうなどは思っておりますけれども、先ほど年に2回点検をされているということでございました。発見されたのが3月ということは、もう一回は9月頃おやりになっているという認識でよろしいのでしょうか。

○委員長（森戸雅孝君） 田中福祉総務課長。

○福祉総務課長（田中典行君） この法定点検のほうにつきましては、7月と3月の点検という形で年2回なので、ちょうど今回、昨年の7月のときには異常がありませんでしたが、3月の時点で不具合が見つかったという状況でございます。

○委員長（森戸雅孝君） 広瀬委員。

○委員（広瀬義明君） 思ったより間隔が空いていらっしゃる。3月にやって、7月に不具合が見つかったということであれば、わずか4か月でございますけれども、7月にやって3月ということは8か月が経過している。もし仮に7月の点検が終わった直後に故障していた場合、その利用者の方々は8か月の間、災害のときに危険に見舞われる可能性が非常に高いということになってくるわけなのですけれども、点検回数の増加というのを今まで検討されたことはなかったのでしょうか。

○委員長（森戸雅孝君） 田中福祉総務課長。

○福祉総務課長（田中典行君） 法定点検ということで、これまで年2回を予定させていただいておりましたので、その2回という形で今後も実施をさせていただければなというふうに考えております。

○委員長（森戸雅孝君） 広瀬委員。

○委員（広瀬義明君） 法定点検は、あくまでも法定点検でございますし、利用される方々の身体の安全というものを考えれば、法定以外の点検もぜひ行っていただき、これはあいあいプラザに限らず、ほかの多くの市民の方が利用される施設についても同義でございますけれども、ぜひ検討していただきたい。特にあいあいプラザの場合は、今回、三十数万円ということでございますけれども、もう今後あんまり予算を講じないような点検を、早期点検による予算があまり講じないような体制をつくっていただきたいと、これは要望させていただきます。

○委員長（森戸雅孝君） ほかに質疑はありませんか。

白石委員。

○委員（白石幹男君） 37ページですけれども、予防接種事業費、新型コロナワクチン予防接種委託料、かなりの金額ですけれども、今年の3月いっぱいというか、4月1日までですか、集団接種は終了ということで、今後の予防接種の委託料になると思うのですけれども、内容的にはどういう内容なのでしょうか。

○委員長（森戸雅孝君） 毛塚健康増進課長。

○健康増進課長（毛塚裕子君） お答え申し上げます。

こちらにつきましては、国のほうでコロナワクチン接種の単価がまだ確定はしていませんが、国のほうで示している接種1回当たりの見込額が1万5,300円ということで、それを根拠に算出しております。そのうち国のほうで8,300円は助成金として支援されるということで、残り7,000円を自己負担と、あと3割を地方交付税などで賄いまして、それらを加味した差引額で補正の額を算出したままであります。

- 委員長（森戸雅孝君） 白石委員。
- 委員（白石幹男君） この予防接種の対象者というのは、どういう人たちなのでしょうか。
- 委員長（森戸雅孝君） 毛塚健康増進課長。
- 健康増進課長（毛塚裕子君） こちらの予防接種はB類疾病といたしまして、個人の発病または重症化を防止し、併せてその蔓延の予防に資するというタイプの定期接種としまして、65歳以上の方及び60から64歳未満で、心臓、腎臓、呼吸器等に障がいのある方を対象として、予定も秋以降ということで1回接種ということで予定しております。
- 委員長（森戸雅孝君） 白石委員。
- 委員（白石幹男君） 内容は分かりましたけれども、先ほちょっと自己負担分といったことで7,000円ということですが、これが全額受けた人の負担になるということなのでしょうか。
- 委員長（森戸雅孝君） 毛塚健康増進課長。
- 健康増進課長（毛塚裕子君） 7,000円のうち半額、3,500円程度を自己負担額と考えております。この3,500円につきましては、ほかの高齢者インフルエンザ予防接種などの自己負担額等加味しながら、この金額のほうを想定したということになっております。
- 委員長（森戸雅孝君） 白石委員。
- 委員（白石幹男君） 3億5,000万円ほどの委託料ですが、これ何人分ぐらいを予定しているのでしょうか。
- 委員長（森戸雅孝君） 毛塚健康増進課長。
- 健康増進課長（毛塚裕子君） こちらの根拠ですが、昨年度のコロナの春接種、秋接種、またその前のインフルエンザの高齢者の予防接種などで65歳以上の接種率がおおむね約60%ということで算定した人数になっております。
- 委員長（森戸雅孝君） 白石委員。
- 委員（白石幹男君） 接種割合は60%ということで、人数的には何人くらいでしょうか。
- 委員長（森戸雅孝君） 毛塚健康増進課長。
- 健康増進課長（毛塚裕子君） 約3万人と想定しております。
- 委員長（森戸雅孝君） 白石委員。
- 委員（白石幹男君） 先ほどの説明で、国の補助は激変緩和措置だということなのですが、今後のほうが補助を下げっていくという傾向になって、最終的にはなくなるということなのですか。
- 委員長（森戸雅孝君） 毛塚健康増進課長。
- 健康増進課長（毛塚裕子君） 来年度以降につきましては、まだ国のほうから示されていない状況になっております。
- 委員長（森戸雅孝君） 白石委員。
- 委員（白石幹男君） 23ページですが、歳入のほうで繰入金として新型コロナウイルス感染

症対策基金繰入金、これも含めたのが3億幾らになっているのでしょうか。

○委員長（森戸雅孝君） 毛塚健康増進課長。

○健康増進課長（毛塚裕子君） はい、そのとおりでございます。

○委員長（森戸雅孝君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） そうしますと、この基金というのは、今現在、どのくらい残っているのでしょうか。

○委員長（森戸雅孝君） 毛塚健康増進課長。

○健康増進課長（毛塚裕子君） 令和6年3月末時点で約2億7,387万円となっております。

○委員長（森戸雅孝君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） これがなくなってしまうと、余計自己負担が増えていくということになるのですか、どうなのでしょう。

○委員長（森戸雅孝君） 毛塚健康増進課長。

○健康増進課長（毛塚裕子君） 自己負担につきましては、市のほうとしましても国のほうや県のほう、あとほかの市町の方々と協議しながら、自己負担額が少しでも軽減されるような措置ということで要望は出しているところでございます。

○委員長（森戸雅孝君） 内海委員。

○委員（内海まさかず君） では、36、37ページで、関連なのですけれども、財源の内訳で、その他で2億9,000万円となっていて、財源見ると雑入の中で激変緩和措置となっていたのですけれども、先ほどの説明だと、国から来るお金は雑入に入っているということによろしいのですか。

○委員長（森戸雅孝君） 毛塚健康増進課長。

○健康増進課長（毛塚裕子君） はい、そのとおりでございます。

○委員長（森戸雅孝君） 内海委員。

○委員（内海まさかず君） では、受けた方の自己負担分というものは、この中ではどこに計上されているのですか。

○委員長（森戸雅孝君） 毛塚健康増進課長。

○健康増進課長（毛塚裕子君） 基金繰入金のほうで見込んでおります。

〔何事か呼ぶ者あり〕

○委員長（森戸雅孝君） 毛塚健康増進課長。

○健康増進課長（毛塚裕子君） すみません。自己負担分は予算に入っておりません。申し訳ありません。

○委員長（森戸雅孝君） 内海委員。

○委員（内海まさかず君） それでは、先ほどの説明を聞いてちょっとびっくりしたのですけれども、この関連ですが、補償金ということで、ワクチンによって事故があったと、栃木市内であっ

たということによろしいのですか。

○委員長（森戸雅孝君） 毛塚健康増進課長。

○健康増進課長（毛塚裕子君） はい、そのとおりでございます。

○委員長（森戸雅孝君） 内海委員。

○委員（内海まさかず君） その内容を教えてください。

○委員長（森戸雅孝君） 毛塚健康増進課長。

○健康増進課長（毛塚裕子君） 詳細につきましては年齢や具体的な内容を申し上げられませんが、ワクチン接種後の副反応ということで医療費や通院、入院の日数で今回、対象となったというところでございます。

○委員長（森戸雅孝君） 内海委員。

○委員（内海まさかず君） 多分認定された方の治療費ということだろうと思うのですが、申請はしていて認定されていない方というのは栃木市内にはいらっしゃるのですか。

○委員長（森戸雅孝君） 毛塚健康増進課長。

○健康増進課長（毛塚裕子君） 申請されている方もおりまして、あと申請した中でも否認になった方もいらっしゃいます。

○委員長（森戸雅孝君） 内海委員。

○委員（内海まさかず君） その内容というものは、前回、そういえば公表するという陳情があって、していますよということだったのですけれども、その部分も公表されているのでしょうか。

○委員長（森戸雅孝君） 毛塚健康増進課長。

○健康増進課長（毛塚裕子君） こちらにつきましては、否認の結果が出てきたのがまだ最近ですので、その公表の時期等は、またその後になっている状況です。

○委員長（森戸雅孝君） 内海委員。

○委員（内海まさかず君） それでは、結構敏感な方もいらっしゃるのです、そのデータというものは公表してほしいと思いますし、後で提供していただければと思うのですが、大丈夫でしょうか。

○委員長（森戸雅孝君） 毛塚健康増進課長。

○健康増進課長（毛塚裕子君） 公表できる部分につきましては、ホームページのほうで公表させていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○委員長（森戸雅孝君） 内海委員。

○委員（内海まさかず君） その中で申請をしている方も、そのデータの中に入っていますか。

○委員長（森戸雅孝君） 首長保健福祉部長。

○保健福祉部長（首長正博君） 申請中の方については、どういう結果が出るか分かりませんので、その段階でお知らせをするというのは、これはできないところで、あくまでも結果がはっきりした方のみになります。

○委員長（森戸雅孝君） ほかに質疑はありませんか。

広瀬委員。

○委員（広瀬義明君） 36、37ページ、一番上の母子保健事業費、乳児健康診査等委託料、これは1か月未満の乳幼児の健康診査ということでございましたけれども、係る人数と、なぜこの時期なのかについて、まずはお伺いします。

○委員長（森戸雅孝君） 神長こども家庭センター所長。

○こども家庭センター所長（神長利之君） まず、人数につきましては、この補正予算、一月当たり60人という計算をさせていただいております。今の時期、補正予算で計上させていただいたのにつきましては、国のほうからこれを実施する要綱につきましては、当初予算を計算している段階では、まだ確定した情報は得られておりませんで、分かったのが遅かったものですから、6月補正で対応するというふうに考えて、今回、補正させていただいているところになります。

○委員長（森戸雅孝君） 広瀬委員。

○委員（広瀬義明君） ただいま神長課長の人数を参考にしますと、大体720人になるのかなと思っておりますけれども、この受診率、去年のデータからするとどのぐらいになっていらっしゃるでしょうか。

○委員長（森戸雅孝君） 神長こども家庭センター所長。

○こども家庭センター所長（神長利之君） 1か月健診は義務づけられているものではなかったということと、こういった補助がなかったものですから、実は実態を市のほうでは把握できておりません。

○委員長（森戸雅孝君） 広瀬委員。

○委員（広瀬義明君） 実態が把握できていない事業が市の事業に載っていること自体が、私は間違っていると思うのですけれども。では、何のために予算をつけて、265万円という予算はどのように使われるか分からないまま、ここに載っているということでいいのですか。確かに去年までは使い勝手のよいものではなかったかもしれませんが、ここにきちんと補正としてまで載せる以上は、それなりの実績、効果を発揮するように事業を遂行するのではないのですか。今のお言葉ですと、把握ができていない、分かっていないという市の事業があるということ自体、私初めて聞きました。これは部長、どう考えます。

○委員長（森戸雅孝君） 小川こども未来部長。

○こども未来部長（小川 稔君） 申し訳ございません。1歳児乳児健康診査につきましては……
〔「1か月」と呼ぶ者あり〕

○こども未来部長（小川 稔君） 1か月。ごめんなさい、1か月の診査につきましては、それぞれ保護者の方が任意的にこれまでは病院のほうに行っていただくというような事業でございました。それが今般、国のほうの補助ということのメニューに位置づけられ、市でも対応できるということ

で、今回、急遽対応させていただいたところでございますので、一応前段の段階といいますと妊娠届時の段階から母子保健というところで保健師は関わっておりますが、これまでについては、その1か月においてはちょっと適切な対応が行き届いていなかったというような状況でございます。

○委員長（森戸雅孝君） 広瀬委員。

○委員（広瀬義明君） 市民の税金を使って、市の事業として行うのであれば、初めての事業だろうと受診率、これを活用する方が一人でも多くなるような対応、周知をしてもらって、市民の皆さんの利便性の向上を図るのが市の事業です。把握ができていないということを二度と使わないでいただきたい。

続けていいでしょうか。

○委員長（森戸雅孝君） はい。

○委員（広瀬義明君） 次のページです。38、39ページ、これも一番上です。とちぎクリーンプラザ管理運営委託事業費、これは電力活用のために必要になったということでございますが、ちょっと詳細にお伺いしたい。

○委員長（森戸雅孝君） 成瀬クリーン推進課長。

○クリーン推進課長（成瀬友久君） とちぎクリーンプラザにおきまして、ごみ発電をした電力の一部は民間会社のほうに売電、売却をしているわけです。その際に、東京電力の電線を使って民間に送電しているわけですが、その電線の使用料、託送料金と申しますが、その一部が発電側に課金されるというものでございます。これが4月からになっておりまして、通知が来たのが今年の1月だったものですから、今になったというところでございます。

○委員長（森戸雅孝君） 広瀬委員。

○委員（広瀬義明君） たしか現在までも売電というか、されていたはずでございます。今までは、それはなかったのでしょうか。

○委員長（森戸雅孝君） 成瀬クリーン推進課長。

○クリーン推進課長（成瀬友久君） これまでは売電側が全額負担をしておりました。ただ、今回は発電側も負担しなさいということが明記されたことに伴いまして、今回、このように対応させていただいたというところでございます。

○委員長（森戸雅孝君） 広瀬委員。

○委員（広瀬義明君） 今回からそれがということは、急遽、まず何かしら法的根拠があってそうなったのか、それとも当事者同士の話合いの結果そうなったのか、お知らせください。

○委員長（森戸雅孝君） 成瀬クリーン推進課長。

○クリーン推進課長（成瀬友久君） 国のほうの審議会がございまして、それを踏まえた中で東京電力パワーグリッドがそういった制度としたというところでございます。

○委員長（森戸雅孝君） 広瀬委員。

○委員（広瀬義明君） そうしますと、今後、地域内で発電をして、東京電力さんに売電をした場合は、すべからくそういったお互いの経費負担が発生するということが、これ突き詰めていきますと違う話になってきてしまいますので、取りあえずサーマルリサイクルの中で、まずは事前から売電をしていたとちぎクリーンプラザさんには、市内の各事業者の模範となってもらいたいと思いますので、今後とも継続をよろしくお願ひしたいと思ひます。

続けてよろしいでしょうか。

〔「関連でいいですか」と呼ぶ者あり〕

○委員長（森戸雅孝君） 関連で、内海委員。

○委員（内海まさかず君） 託送料という部分に関して、買う側、売る側とあると思ひますけれども、これ本当に半分で分けなさいということになっているのですか。

○委員長（森戸雅孝君） 成瀬クリーン推進課長。

○クリーン推進課長（成瀬友久君） 半分ではなくて、その発電設備によっても割合は変わってきます。今回、東京電力のほうから来たものについては、1キロワットアワー当たり0.28円というもので来ております。それが発電側の負担金ということになります。

○委員長（森戸雅孝君） 広瀬委員。

○委員（広瀬義明君） 仕切り直しをさせていただいて、その下の欄です。公衆トイレ管理費、これ故障が原因で、その修理代だということでございますけれども、私の知る限り、地域のあちこちの公衆トイレ、故障や、もしくは故意的な破壊行為が行われているのが多々ございます。お手元に資料があるかどうか分かりませんが、市内において年間いかほどの故障件数等を把握されているのかお伺ひします。

○委員長（森戸雅孝君） 成瀬クリーン推進課長。

○クリーン推進課長（成瀬友久君） 栃木市の公衆便所は2か所ございます。一つは本件の栃木駅の高架下の便所、公衆トイレと、あと万町にあります公衆便所が2基ございまして、昨年度は修繕費1件ありまして、5万5,000円になります。その前の令和4年度については5件ありまして、33万5,500円でした。今回につきましては、これまでも詰まりとかがありましたらば、職員が電気の交換とか、詰まりがあればラバーカップで吸引したりとか、そういう対応を取っておったのですけれども、それでは、もう交換とかでは対応し切れないということになりました。それが今年の1月から頻繁に起きているという状況です。

○委員長（森戸雅孝君） 広瀬委員。

○委員（広瀬義明君） その頻発している事例もしくは原因とかは分かりますか。

○委員長（森戸雅孝君） 成瀬クリーン推進課長。

○クリーン推進課長（成瀬友久君） 具体例で申し訳ないのですけれども、例えば今年の3月、手洗い器のほうの水が出るセンサーが故障しているというのがあります。今現在、使用禁止になってお

ります。あとは、男子トイレも同様に小便器のほうの水が流れるものがあるのですけれども、それが電池交換だけでは直らないと、もう機械、電気関係のほうの原因かと思われます。あとは、同様に小便器の詰まり、そういったものもやっぱり吸引器だけでは対応し切れなくなってきたという状況です。

○委員長（森戸雅孝君） 広瀬委員。

○委員（広瀬義明君） 先ほど来、過去の事例をお聞きしていますが、今回の補正については、今までの倍以上の金額にどうやらなっていっちゃる。ということは、今まで説明した市の職員の対応ではいかんともし難いと。これは一番高額なものについては何になるのでしょうか、今回の修理について。

○委員長（森戸雅孝君） 成瀬クリーン推進課長。

○クリーン推進課長（成瀬友久君） 小便器の配管の清掃、これは撤去、分解、洗浄があるのですけれども、それが33万5,000円を予定しております。一番金額的には洗面設備の改修工事、これが107万8,000円、これは尿石の除去とか、そういった業務清掃になります。あとは、照明器具の修繕がありまして、これが11万円を予定しております。

○委員長（森戸雅孝君） 広瀬委員。

○委員（広瀬義明君） 最後に、確認いたしますけれども、機械的な故障ということであって、あくまでも人為的な破壊行為というのは、では公衆トイレについては認められなかったということでしょうか。

○委員長（森戸雅孝君） 成瀬クリーン推進課長。

○クリーン推進課長（成瀬友久君） これが駅前トイレにつきましては、平成17年、20年以上経過しているところでして、破壊行為による損傷というのは確認しておりませんが、経年的なものが多いのかなというふうには感じております。

○委員長（森戸雅孝君） 広瀬委員。

○委員（広瀬義明君） 所管が違いますが、例えば都市公園ですとかそういったところだと、何者かによる破壊行為というのが行われるケースも多々ございます。ただ、こちら民生所管の公衆トイレにつきましては、人通りが多く、人目につきやすい場所ということで、なかなかそういった破壊行為をするやからも出てこないというのは安心できるのかなと思いますが、やはり多くの方が、不特定多数の方が使われるものでございます。

ちなみに、安全面といいますか、警備的な面で何か今後、検討されている事例というのはございませんか。

○委員長（森戸雅孝君） 成瀬クリーン推進課長。

○クリーン推進課長（成瀬友久君） 公衆便所の清掃、管理業務を今、栃木市シルバー人材センターのほうに委託しております。その辺で何か異変があったり、そういったことについてはすぐ連絡が

来るようにということで対応させてもらっておりますので、それに対応したいと思っています。

○委員長（森戸雅孝君） 広瀬委員。

○委員（広瀬義明君） これは余談でございますが、私、実は栃木駅の公衆トイレ等において2回ほど喝上げ云々の話をお聞きしたことがございます。大きな被害にはならず済んだということもございますけれども、内部へのカメラ設置は、これはちょっと難しいかと思いますが、中にはそういった危険も潜んでいる。特に昨今、多くの殺傷事件が行われているこの頃でございますので、付近へのカメラ設置等もぜひ視野に入れていただけるとありがたいと要望させていただきます。

○委員長（森戸雅孝君） よろしいですか、要望ということで。

ほかに質疑はありませんか。

内海委員。

○委員（内海まさかず君） 同じく39ページで、今度衛生センターのほうなのですけれども、変動率3%を超えたというものは、し尿の受入れが3%を超えたのか、それとも例えば電気代が3%以上上がったのか、その内容を教えてください。

○委員長（森戸雅孝君） 成瀬クリーン推進課長。

○クリーン推進課長（成瀬友久君） これはし尿搬入量については、年々微減状況です。今回のものにつきましては、いわゆる物価変動というのですか、それに基づきまして、契約書に基づきましてその率、増減、増額するものでございます。その指標が、日銀調査統計局による企業向けサービス価格指数というのがございます。これが3%以上増減した場合は協議するというようになっておりまして、衛生センターの包括委託事業については、今現在、令和2年から7年度までやっているわけですけれども、今回初めての増額になります。去年までも約2%ぐらいまで上がっていたのですが、ごめんなさい、その前の年までは。今回、さすがに4%上がってしまったという状況です。

○委員長（森戸雅孝君） 内海委員。

○委員（内海まさかず君） 今の話、これはここだけではないのだろうなと。例えば所管ですと、クリーンセンターもそうですよね。ごみの量によって変動率というのがありましたけれども、その経費の部分上がっていくというようなものに関しては、ほかのところへの影響というものは、この物価高というのは出ているのですか。

○委員長（森戸雅孝君） 成瀬クリーン推進課長。

○クリーン推進課長（成瀬友久君） そうですね。このインデックスにつきましては、様々な業種の費用とかの指標を使って出しているものですので、例えば機械の修繕とかそういったものへの影響があると思います。

○委員長（森戸雅孝君） 内海委員。

○委員（内海まさかず君） 先ほどの3%というものは、例えば電気代がそれ以上上がったとかではなくての3%なのですか。主なものというものは、何が上がったのでしょうか。

○委員長（森戸雅孝君） 成瀬クリーン推進課長。

○クリーン推進課長（成瀬友久君） 衛生センターの包括委託の物価変動につきましては、指標が先ほど申し上げたインデックスだけなのです。それは固定費、いわゆる人件費とか修繕費とかそういったもののほかに変動費はあるのですが、変動費をひっくるめて4%上げるという形になります。ただ、現状的には、昨年から電気料金が大きく増額しているというのは、委託業者のほうからは聞いております。

○委員長（森戸雅孝君） 内海委員。

○委員（内海まさかず君） 実際何が上がったのでしょうか。

○委員長（森戸雅孝君） 成瀬クリーン推進課長。

○クリーン推進課長（成瀬友久君） 包括委託なものですから、具体的には、その民間業者のノウハウによって運営させてもらっているわけですが、数字的に分かるのは電気料です。昨年度、大きく上がっております。

○委員長（森戸雅孝君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（森戸雅孝君） ないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長（森戸雅孝君） 討論省略の声がありますが、討論を省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（森戸雅孝君） ご異議なしと認め、討論を省略することに決定しました。

ただいまから議案第58号所管部分の採決をいたします。

本案は原案を可決すべきものとするにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（森戸雅孝君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第58号の所管関係部分は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議事の終了した執行部の方々は退席して結構でございます。大変お疲れさまでした。

〔執行部退席〕

○委員長（森戸雅孝君） ここで暫時休憩いたします。

（午前11時07分）

○委員長（森戸雅孝君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前11時20分）

◎議案第59号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（森戸雅孝君） 次に、日程第3、議案第59号 令和6年度栃木市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

当局から説明を求めます。

なお、説明欄に記載の金額については、読み上げを省略していただいで結構です。

臼井保険年金課長。

○保険年金課長（臼井 司君） ただいまご上程をいただきました議案第59号 令和6年度栃木市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）につきましてご説明申し上げますので、恐れ入りますが補正予算書の9ページをお開きください。令和6年度栃木市の国民健康保険特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによるというものであります。

歳入歳出予算の補正は、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ820万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ171億3,989万3,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正によるというものであります。

それでは、補正予算の内容につきまして歳出からご説明いたしますので、68ページ、69ページをお開きください。1款1項1目一般管理費、補正額820万4,000円の増額であります。説明欄、国民健康保険事務費につきましては、マイナンバーカードと保険証の一体化に伴うシステム改修委託料及び国民健康保険証の一斉更新の際、マイナンバーの下4桁を印字した通知書と保険証を一緒に発送するための特定記録郵便代であり、必要額を増額補正するものであります。

続きまして、歳入についてご説明いたしますので、66ページ、67ページにお戻りください。4款1項2目1節社会保障・税番号制度システム整備費補助金、補正額820万4,000円の増額であります。説明欄、社会保障・税番号制度システム整備費補助金につきましては、マイナンバーカードと健康保険証の一体化に伴うシステム改修及び特定記録郵便に係る必要経費として交付される国庫補助金につきまして増額補正するものであります。

以上で栃木市国民健康保険特別会計補正予算の説明を終了させていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（森戸雅孝君） ありがとうございます。

以上で当局の説明は終わりました。

お諮りいたします。本案については、歳入歳出を一括して審査したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（森戸雅孝君） ご異議なしと認め、そのように決定いたします。

ただいまから歳入歳出を一括した質疑に入ります。

なお、質疑に際しましては一問一答の方法で、ページ数もお知らせ願います。

質疑はありませんか。

内海委員。

- 委員（内海まさかず君） 69ページということになります、マイナ保険証対応システム改修委託、この内容ってどんなものなのでしょうか。
- 委員長（森戸雅孝君） 白井保険年金課長。
- 保険年金課長（白井 司君） こちらの内容でございますが、全ての方が安心してマイナンバーカードを保険証として利用していただけるよう、国民健康保険証の更新の際に保険証の個人番号の下4桁を印字して、ご本人に確認していただくことと、システム改修の内容につきましては本年の12月2日の健康保険証廃止後に、マイナンバーカードにひもづけをしていない方に対して保険証の代わりとなる資格確認書を発行し、できるようにするというのと、ひもつけした方にはご自身で記録番号等を確認できるよう資格情報のお知らせを交付できるようにするというのが、今回のシステム改修の内容であります。
- 委員長（森戸雅孝君） ほかに質疑。
白石委員。
- 委員（白石幹男君） 上の段の被保険者証郵便料で特定何とかと言っていましたけれども、これは下4桁が入るということで厳密な郵送にするという料金なのでしょうか。
- 委員長（森戸雅孝君） 白井保険年金課長。
- 保険年金課長（白井 司君） こちらは個人番号の一部を切り出したものでありますから、必要かつ適正な安全管理措置を講ずる必要があるということで、国のほうからも通達のほうに来ておりまして、それに準じて行うものであります。
- 委員長（森戸雅孝君） 白石委員。
- 委員（白石幹男君） 国保の場合、7月というか、8月切替えですかね、保険証が。この保険証の中に下4桁が入ってくるということなのでしょうか。
- 委員長（森戸雅孝君） 白井保険年金課長。
- 保険年金課長（白井 司君） 保険証そのものには番号は入りませんが、保険証と一緒に台紙がついていまして、その台紙のところに下4桁の番号を入れて、ご確認くださいというような形になりますので、保険証自体には番号は入りません。それと一緒に送付される台紙のほうに、ご確認くださいというような通知が入ることになります。
- 委員長（森戸雅孝君） 白石委員。
- 委員（白石幹男君） 今度新しくなる8月以降使える保険証というのは、12月2日以降というのは、どういうふうな取扱いになるのでしょうか。
- 委員長（森戸雅孝君） 白井保険年金課長。

○保険年金課長（白井 司君） 今回の更新で発行されます保険証につきましては、来年の7月31日までを期限としておりますので、本年12月2日の廃止後につきましても、経過措置により来年7月31日まで有効の保険証であるというふうに考えております。

○委員長（森戸雅孝君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） そうしますと、マイナンバーカードを持っていない方には資格確認書というのが出るというような、あと期限が切れた人には資格情報のお知らせというのが、これはそうすると既存の保険証とマイナンバーカードを持っていない人は資格確認書と2つのカードがあると、来年の7月まではというふうになるのですか。

○委員長（森戸雅孝君） 白井保険年金課長。

○保険年金課長（白井 司君） 資格確認書の発送の時期につきましては、保険証の更新を受けた方には、まだ来年の例えば5月、6月くらいの発送になって、一定期間一緒になるかと思えます。例えば、資格確認書につきましては、12月2日以降に会社をお辞めになって、社会保険から国民健康保険に新たに加入する方については12月2日以降、保険証を発行することができませんので、その代わり資格確認ということ、それをお出しする、もしくは転入されてきた方も、その保険証、12月2日以降は資格確認書というのを発行できるようにするといったものであります。

○委員長（森戸雅孝君） 広瀬委員。

○委員（広瀬義明君） まず、この時期に、これが補正等上がってきた。その理由というのは、前もってこの時期に上がってくるのは分かっていたのか、今回、突発的に上がってきたのか、どちらなのでしょう。

○委員長（森戸雅孝君） 白井保険年金課長。

○保険年金課長（白井 司君） こちらは突発的と言っていいのかちょっとあれなのですが、令和6年4月12日、厚生労働省保険局国民健康保険課の事務連絡によりまして、令和6年度のマイナンバーカードと保険証の一体化に向けたシステム改修等事業、周知広報事業に係る調査という通達の中に、対象者に資格確認書等を交付することができるようシステムの改修が必要というようなことを受けまして、急遽、ベンダーのほうに見積り等を出していただきまして、今回の補正予算ということになりました。

○委員長（森戸雅孝君） 広瀬委員。

○委員（広瀬義明君） 今年度予算のほうになるのですが、国庫支出金のほうが1円ということで、項目保存で取っておられたのです。今回、そこに歳入ということで、今回の予算額が入っていらっしゃる。てっきり私は、もう前もって分かっている、項目保存でここを取っていたのだというふうに思ったのですが、そうではないということなのですね。

○委員長（森戸雅孝君） 白井保険年金課長。

○保険年金課長（白井 司君） こちらにつきましても、こちらに係る費用については、国のほうで

後ほど措置をするというようなことが書かれてありましたので、科目存置をしてあるところに、今回、歳入補正ということで上げさせていただきました。

○委員長（森戸雅孝君） 広瀬委員。

○委員（広瀬義明君） それについては了解いたしました。

しかしながら、マイナンバーと健康保険、確かに全国的にマイナンバーの普及率というか、74%程度だったかと記憶しておりますが、さらにその74%のうちの50%程度しかまだ健康保険のひもづけはされていなかったのではないかと記憶しております。栃木市において発行率とひもづけ率というのは、どの程度なのか把握されていらっしゃるのでしょうか。

○委員長（森戸雅孝君） 白井保険年金課長。

○保険年金課長（白井 司君） まず、マイナンバーカードの交付率でございます。これは市民生活課所管になりますが、5月現在で77.8%ということになっております。また、マイナンバーカード、国民健康保険に限りなのですが、国保連から提供されたひもづけ率につきましては、3月末で61.8%ということになっております。

○委員長（森戸雅孝君） 広瀬委員。

○委員（広瀬義明君） 私が先ほど申し述べたのが総務省、厚生労働省から3月の時点で発表されたものですから、それと比較しても栃木市の発行率とひもづけ率というのは非常に高い傾向にあるのだというのは理解させていただきましたが、それでもまだ22%、そして発行された方のうちの38%が、まだひもづけについて実行されていない。実行されていないというよりも、まずマイナンバーカードをお持ちでない方は、この事実を知らない方がほとんどでして、12月まであと5か月ちょっとございますけれども、その期間に、さあ、周知をしていただいて、理解をしていただいて、登録をした後にひもづけをしていただくといった作業が実質可能かどうか、私、不安で仕方がないのですが、その辺の準備といたしますか、進め方といたしますか、何かもう検討されているものがありましたらお伺いします。

○委員長（森戸雅孝君） 白井保険年金課長。

○保険年金課長（白井 司君） 確かに現在、国民健康保険のひもづけのほうで61.8%ということで、約4割弱の方がまだひもづけしていない。そのほか国民健康保険以外にも社会保険の方とか後期高齢者の方もいらっしゃいます。そちらもほぼ、ちょっとどのくらいかまでは分かりませんが、恐らくひもつけていない方が大勢いらっしゃるかと思います。

そういった方が保険証が廃止になりまして、マイナ保険証と、あと資格確認書でお医者さんにかかるということになりますと、やはり窓口でのお問合せ等が増加するのではないかという危惧もしております。現在、医療機関において、マイナ保険証の利用率向上キャンペーンというのを厚労省のほうで行っておりまして、そちらを受けまして、医療機関のほうでは次回受診される際は、マイナンバーカードを持ってきてくださいというようなお声がけをしているのを聞いておりま

す。徐々にそちらのほうで、それを聞いて、こちらの窓口にお問合せがあるという件数も増えてきております。

これの対応なのですが、ひもづけにつきましては、基本、ご自分でしていただく。マイナポータルに接続していただいて、ご自分でひもづけをする、もしくは医療機関の顔認証付カードリーダーにマイナンバーカードをかざせば、ひもづいていなくても、そこでひもづけますか、ひもづけませんかというような選択ボタンが来まして、そこでひもづけができるというようなことになっております。また、セブン銀行なんかでもそういったことができまして、こちらではお問合せがあった方に対しては、厚労省のそういったパンフレット、リーフレット等をお見せしまして、こういうふうにはひもづけができますよというようなことでご案内しております。

また、マイナンバーカードをお作りになっていない方に対しては、12月2日以降、更新をなさった方には、来年の更新はありませんが、お医者さんにかかれます資格確認書というのを郵送でお送りしますよというようなご案内をしております。その中で、ご自身でご判断していただくのがよろしいのかなというふうに考えているところであります。

○委員長（森戸雅孝君） 広瀬委員。

○委員（広瀬義明君） いろいろお聞きする前に、担当課としてはマイナンバーカードと健康保険証のひもづけというのを積極的にお進めになりたいわけですね。

○委員長（森戸雅孝君） ご答弁よろしいですか。

白井保険年金課長。

○保険年金課長（白井 司君） マイナ保険証について、実際保険証が廃止になって、今後、保険証が発行されないということになりますが、資格確認書でお医者さんにかかることはできます。しかしながら、その先10年、20年先のことを考えますと、作っておいたほうがいいですよというような、すみません。なかなか説明が難しくして申し訳ございません。私としては、そういうふうには考えております。

○委員長（森戸雅孝君） 広瀬委員。答弁が難しそうですから。

○委員（広瀬義明君） いや、でも課長のところが積極的にこれ取り扱って進めなかったら、ではどこがやるのだという話でして、私は何が言いたいかというのは、行政が、何か先ほどのその前の答弁を聞いていると、何か人ごとで言っているようにしか聞こえないのです。国がこういうふうにやっています。マイナポータルでこういうふうに登録もできます。では、そのご案内は誰がやるのですかという話です。市民に推進をするのであれば、国に任せるのですか、県に任せるのですか、それで知らんぷりなのですかと言いたい。一応メリット、デメリットいろいろ調べてきました。確かにメリットもあるのです。デメリットもあるのです。ただ、その中で総合的に判断をする機会というか、材料というか、そういったものを、ではどこが提供してくれるのかといったときに、窓口で殺到しますよ、訳分からないと。マイナンバー発行のときの二の舞になりますよ。そうならないため

にも、今から何らかの手段を講じなければいけないのではないのかなということを私はお聞きしたいのです。市として担当課としてマイナンバーカード、国民健康保険でも健康保険証をひもづけずるために何らかのアクションは起こさないのでしょうか。質問の意味は分かりますか。

○委員長（森戸雅孝君） 質疑ですか。

○委員（広瀬義明君） 質疑です。

○委員長（森戸雅孝君） という質疑でございますけれども、ご答弁はできますか。

白井保険年金課長、いいですか。

○保険年金課長（白井 司君） はい。

○委員長（森戸雅孝君） では、お願いします。

○保険年金課長（白井 司君） まさに広瀬委員のおっしゃるとおりであるなというふうに感じておりまして、現在、マイナンバーカード等を扱う総合政策課、あと市民生活課、今度はマイナ保険証ということで保険年金課も庁内連携しまして、以前のような混乱がないように知恵を出し合ってやっていきたいというふうに考えております。

○委員長（森戸雅孝君） 広瀬委員。

○委員（広瀬義明君） 白井課長のほうからは、きちんと連携を取ってやっていくということで少し安心をさせていただきましたが、白井課長ですと総合政策ですとか、ほかのところにはなかなか強く言いづらいところがある。うちの課の事情を考えて、ぜひ推進してくれと部長のほうからも強く言っていたきたいですが、部長、大丈夫ですよ。

○委員長（森戸雅孝君） 茅原生活環境部長。

○生活環境部長（茅原節子君） 全庁挙げて取り組むようにということは考えております。ただ、これだけご理解いただきたいのは、国のほうからも、国が、国がというとなんか言い訳になってしまいますけれども、急に来て、これをいつまでにやりなさいと。もうどうしたらいいか分からないという状況を毎回、毎回続けていて、その中で苦勞して職員のほうもやっていますので、職員の苦勞については仕事だから当たり前と言われればそれまでですけれども、時間外がすごく多くなったりとか大変な思いをしているので、そこはご理解いただいて、ご協力いただければと思います。よろしくをお願いします。

○委員長（森戸雅孝君） ありがとうございます。

広瀬委員。

○委員（広瀬義明君） そこは理解しないとは言いませんが、私は茅原節子ならできると思っておりますので、ぜひよろしくをお願いします。

私からは以上です。

○委員長（森戸雅孝君） よろしいですね。

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（森戸雅孝君） ないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長（森戸雅孝君） 討論省略の声がありますが、討論を省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（森戸雅孝君） ご異議なしと認め、討論を省略することに決定いたしました。

ただいまから議案第59号を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（森戸雅孝君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第59号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議事の終了した執行部の方々は退席して結構でございます。大変お疲れさまでした。

〔執行部退席〕

◎請願第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（森戸雅孝君） 次に、日程第4、請願第1号 国に対して「健康保険証の存続を求める意見書」の提出を求める請願を議題といたします。

初めに、請願・陳情文書表を書記に朗読させます。

斉藤書記。

〔書記朗読〕

○委員長（森戸雅孝君） ありがとうございます。

これより審査に入ります。

なお、各委員のご発言の際には、請願の趣旨やその論点等について、さらには請願に対する賛否などを自由にご討議いただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

それでは、ご意見等がありましたらご発言お願いします。いかがですか、自由に。どうですか。

では、白石委員から。

○委員（白石幹男君） 私は、この請願を採択すべきという立場で発言いたします。この内容を見ますと、もう当たり前のことが書いてあります。マイナンバーカードは、任意の取得です。このマイナ保険証にするというのは、それ一体化するということ自体がおかしな、法的には何の理由もないということですよ、1番目は。

マイナ保険証に対する不安が払拭されるまでは、健康保険証を存続させることということで、国民的にはかなりの不安が広がっています。世論調査なんかを見ても、存続すべきだとか、そういっ

た意見がかなり多い状況になっています。私の意見としては、さっきも言ったように、マイナンバーカードは任意で、保険証を一体化させるということは、それを強制的に取得させるということになりますよね。政府は何を求めているかということ、マイナンバーカードにいろいろな個人情報を集積させて、医療情報も含めて集積させて、民間にもそうした情報を使わせるような状況にしていくというのが政府の狙いであって、国民の健康を守るためみたいな、いろんな医療情報が入っているからというような言い訳をしていますけれども、それはまやかしのものだと思います。

先ほどの補正予算の中でもいろいろ問題が出ていましたけれども、かなり複雑です。マイナンバーカードを取得しない人には資格確認書を出すというようなこと、そういうことであれば、こんな複雑なことをしないで、そのまま保険証を存続させればいいこと、今までどおりやればいいことであって、そんな複雑な資格確認書とか、あとは更新していない人には5年ごとに更新しなくてはならないのですよ、マイナンバーカードの。更新をしていない人には、そういう情報をお知らせをすることをやるとか、非常に複雑であって、大混乱になると思います。だから12月2日以降存続させるということは、国民の願いでもあります。そういった点でこの請願を採択すべきだというふうに思いますので、ぜひ皆さんも賛同願えたらと思います。

以上です。

○委員長（森戸雅孝君） ほかに発言はありませんか。

では、古沢副委員長。

○副委員長（古沢ちい子君） 私は、反対の立場で意見を述べさせていただきます。

今、補正予算でも様々議論が出ていて、大変不安なところも承知しております。様々、本当に国民の皆さんにまだまだ周知不足だということが、一つの大きな原因だったというふうに思っております。

ただ、国のほうも資格確認書とか、5年間の猶予とか、そういう形で、だんだんそういう移行をしていくということが大事なことだと思いますし、これからの時代の流れになって、やっぱり情報をしっかりと担保していかななくてはいけないということにもなりますので、そこはセキュリティを保ちながら、しっかりとマイナ保険も活用できるように、みんなが共有していくということが大事だと思いますので、ここでせっかく進んできたものを止めるということではなく、丁寧に進めていくということで、ここで一旦打ち切りということではなく進めていただきたいと思うので、この請願に対して反対をさせていただきます。

○委員長（森戸雅孝君） では、ほかに発言は。皆さん、一応一通り。

一通り聞いていきますか。どうですか。

浅野委員。

○委員（浅野貴之君） ご指名ですか。

○委員長（森戸雅孝君） 挙手をもつての発言がないから、すみません、ご指名してしまって。

○委員（浅野貴之君） 私は、反対の立場であります。

お気持ちは分かります。法の趣旨と現状に照らし合わせれば、政府の行っていることにも課題があるし、国民の不安というのも分かります。さきの定例会でも似たような陳情が出てきましたけれども、国を挙げてデジタル化を進めるということの中で、医療の分野においてもマイナ保険証を推進するという事は、国全体のデジタル化につながると考えますので、本請願については反対ということであります。

○委員長（森戸雅孝君） 広瀬委員。

○委員（広瀬義明君） 今回の請願については、私も非常に悩んでおります。お説ごもっともな内容、共感できるところも多々あるのは事実です。

ただ、私は、マイナンバーカードの取得自体が推進派だということでやらせていただいております。先日も病院に行ったところ、健康保険証やお薬カードなんかも統一化できる。さらには看護師さんとかに聞いたら、国家資格もマイナンバーカード等に全部集約ができてしまうというのが現状で、今後、運転免許証ですとか個人情報満載というリスクはあるかもしれませんが、それで自分のことを明らかにできるツールとしては非常に有効だと思います。

市民の皆さんに、コンビニで住民票ですとかそういったものを取得していただくのにも使える。そういった利便性からも十二分にメリットはある。確かにデメリットとしては、請願文にもありましたとおり、マイナンバーカードが切れてしまうと有効ではなくなってしまうというのがありますけれども、そこは健康保険証も一緒でございますし、個人情報が載っているということでいえば、健康保険証でも載っているのも確か。メリットということで考えたときに、高額な医療費の一時的な自己負担分がなくなるとかあるわけです。確定申告のときの医療費控除が簡単にできるよとか、そういったメリット、デメリットを考えたときに、はっきり申し上げて非常に悩みましたが、今回は反対の立場でやらせていただこうかなと思っております。

○委員長（森戸雅孝君） では、最後、川田委員、どうですか。

川田委員。

○委員（川田俊介君） 私も不採択の立場で一応発言させていただきたいのですが、やっぱり今、日本自体が世界のデジタル化の波にちょっと乗れていないなという中で、世界に一步でも近づけようという中でこの制度の推進だと思っているのです、マイナンバー制度というのは。その中で、やっぱり物理的にカードを持ちたいという方がいるのは、非常に自分も理解はできるのですが、うちの親なんかもやっぱり言っています。物理的に持っていたほうが安心だというのは分かるのですけれども、世界にこれだけ取り残されている現状で、今の波に少しでも日本が世界水準に上げていくためには、これはどうしても、多少無理をしてでも推し進めていかななくてはいけない制度だなと思います。

なので、私は不採択という立場で発言させていただきました。

○委員長（森戸雅孝君） 内海委員は紹介議員ですけれども、いいですか。発言は。

○委員（内海まさかず君） 討論しますから。

○委員長（森戸雅孝君） 討論はないです。自由討議です。

では、内海委員。

○委員（内海まさかず君） 多分皆さん、マイナンバーカードと保険証というものを混同されている議論が今の中であったと思いますけれども、まずマイナンバーカードと保険証は違うものです。マイナンバーカードは任意取得のものです。保険証というものは、国民皆制度の下で、みんな持たなければいけない、入らなければいけないというものなのです。マイナンバーを進めたいがためにどうしたらいいかというので、保険証にやったら持たざるを得ないだろうというものが国の今回のまぐろみですよ。だから強行にやるのです。

ですけれども、先ほども言ったように、これは持ちたい人はどうぞ持ってくださいという制度、マイナンバーは任意ですからというものですし、この請願もそういうふうに言っています。我々が何をしなければいけないのかというと、マイナンバーをここで進めるというよりも、保険証、保険制度をきちんと運営していける状況をつくるというものが我々の使命だろうなというふうに思います。そういう意味ならば、12月に廃止をするのではなくて、12月以降になっても保険証が使える状況、これは全ての国民に恩恵のあることですので、私はそのまま使えばいいというふうに思います。

先ほどあったような急激に進めようとしているのは国のほうであって、それに対してもっとゆっくり理解を得ながらやりなさいというふうに言っているのが、この請願だと思しますので、私は採択すべきだと思います。

○委員長（森戸雅孝君） 全ての委員の方からご発言をいただきました。

それでは、ほかにご意見がないようですので、ただいまから請願第1号について採決をいたします。

お諮りいたします。本請願を採択すべきものとするに賛成の委員の起立を求めます。

〔起立少数〕

〔	賛 成	内海まさかず	白石幹男	〕
	反 対	川田俊介	浅野貴之 古沢ちい子 広瀬義明	

○委員長（森戸雅孝君） 起立少数であります。

したがって、請願第1号は不採択とすべきものと決定いたしました。

◎閉会の宣告

○委員長（森戸雅孝君） 以上で当常任委員会の審査は終了いたしました。

なお、審査報告書及び委員長報告の作成については、正副委員長にご一任願います。

これをもちまして民生常任委員会を閉会いたします。

お疲れさまでした。

(午後 零時01分)